

葛城市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により
執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき次のとおり公表
します。

令和6年8月27日

葛城市監査委員 宅 康 次

葛城市監査委員 梨 本 洪 珪

随時監査報告書

第1 監査の対象

財政援助団体等への補助金については、定期監査において監査を行っているものではあるが、当該補助金が適正であるかどうかについて、地方自治法第199条第7項に規定する財政援助団体等監査に基づき監査を実施した。

今回対象とした財政援助団体等は、定期監査資料により検討のうえ、法人格のある団体を除いたもののうち、補助額等が100万円以上で金額の多い順に、また担当部が重ならないように次のとおり選定し、それぞれの団体の出納その他の事務の執行の状況について監査を実施した。

- 1 葛城市地域公共交通活性化協議会（担当：企画部企画政策課）
- 2 葛城市寿連合会（担当：保健福祉部地域包括支援課）
- 3 葛城市観光協会（担当：産業観光部商工観光プロモーション課）
- 4 葛城市体育協会（担当：教育部体育振興課）

第2 監査の実施日

令和6年5月21日から令和6年7月18日

第3 監査の方法

対象となる団体から提示のあった補助金交付要綱等、定款（会則等）並びに経理規程等諸規定（又はこれらに準ずる規程）、補助金等の交付申請から実績報告書までの一連の文書、事業の実施・執行等に係る一連の文書、財産の管理（預金通帳等）や帳簿等、出納関係帳票、領収書等の証拠書類、財務諸表等、総会・理事会等の議案資料等の関係書類に基づいて、担当職員に質問を行うとともに、監査を実施した。

第4 監査の結果

1 葛城市地域公共交通活性化協議会（担当：企画部企画政策課）

(1) 葛城市地域公共交通活性化協議会に対する監査の結果

- ・ 協議会内の意思決定は、下部に協議会の名称を記した文書様式で行われているが、会長までの決裁の場合、すべての文書において副会長の押印がなかった。当日提出された事務局規定では、文書の取り扱いは「市において定められている文書の取り扱いの例による」とされており、内部統制の観点からも、市に準じた適切な回議順序で決裁を受けるべきである。
- ・ 地域公共交通活性化計画の策定等の業務委託の執行において、少なくとも平成30年から同じ1者との随意契約となっていることが確認された。協議会は、市

のみならず国や県からも補助金を受け事業を実施しており、歳入のほぼすべてを市・国・県からの補助金で成り立たせていることから、契約の執行においては、市の契約規則及び補助金適正化法に準じるべきである。

- ・ 令和5年度の市補助金の返還において、協議会内での文書決裁を令和6年4月1日以降にされているにもかかわらず、令和5年度会計として処理されていることが確認された。当日提出された財務規程では、「会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する」とされており、年度末に処理されている事務については、財務規程を遵守し、適正な時期に執行されるべきである。また、会計処理について、国・県の補助金が年度末を越え、行政の出納閉鎖期間に支払われるものがあるが、現在の財務規程では協議会に出納閉鎖期間を設けられておらず令和6年度収入となるため、令和5年度として処理される場合は、財務規程に出納閉鎖期間を規定すべきである。
- ・ 令和5年度（令和3年度、令和4年度においても同じ。）の市補助金申請について、奈良県補助金の内定を受け、市補助金と同額の収入見込みがあったにも関わらず補助金申請をされ、交付されていたことが確認された。担当課からは「協議会に自己資金がなく、業務委託事業者へ支払った後でないとい県補助金が支給されないことから、一旦市から借りるため」との説明があったが、一時借入金として市補助金を利用することは適切とは言い難い。県の補助金の対象が市町村である場合には、市が県に対して補助金申請をするなど、事業手法も検討されたい。

(2) 企画部企画政策課に対する監査の結果

- ・ 補助金交付申請等の補助金事務の一連の文書において、令和4年度までは会長と市長との間で文書を交わされており、令和5年度は会長と副市長との間で文書を交わされている。厳密に言えば民法上の規定に抵触するものではないが、契約における双方代理の考え方に準じ、補助金事務の一連の事務においても、団体の代表者が市長である場合は、市は副市長を代表とすべきところである。なお、担当課の説明では、「市に双方代理の規則があり、今後、財政援助団体の長が市長である場合、補助金の申請等においても当該規則を適用させるつもりである」とのことであり、引き続き例規整備を続けられ、施行されることを期待したい。
- ・ 協議会に対する補助金の趣旨等を規定した市の例規が存在せず、当該協議会への補助金が、団体運営のためのものであるのか、事業執行のためのものであるのか不明瞭になっている。補助金の位置付けを明確にするためにも、補助金交付のための例規（規則・要綱等）を整備されるべきである。
- ・ 令和3年度ならびに令和5年度に協議会では市民アンケートを実施されているが、令和3年度において実施されたアンケートは、企画政策課が市民窓口課から目的外利用申請して受領した個人情報2,000人分を利用されている。協議会と企画政策課は、業務を行う担当者が重なったとしても、別の組織であり、文書を交わすこともなく情報を流用することは条例違反となっている恐れがある。業務委託事業者には個人情報引き渡していないという説明はあったが、個人情報の取

り扱いについては法令等を正しく理解していただきたい。

2 葛城市寿連合会（担当：保健福祉部地域包括支援課）

(1) 葛城市寿連合会に対する監査の結果

- ・ 寿連合会各支部への助成金の根拠となる各支部の事業報告を確認したところ、各支部間での活動量に大きな差があったことが確認された。新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、活動を自粛されたことが原因となっていると思われるが、5類へ移行した令和5年度においてもあまり活動をされていない支部も見受けられた。活動の自粛から支部の解散へと繋がる恐れもあるので、活動の低い団体への働きかけや、活動に係る相談・支援等を行っていただきたい。

(2) 保健福祉部地域包括支援課に対する監査の結果

- ・ 地域ふれあい活動助成金（令和4年度、150,000円）の補助金の確定に当たり、寿連合会から提出された実績報告書に事業内容を確定できる資料が添付されていないにもかかわらず全額を確定されている。当該助成金は、「葛城市教育委員会及び学校等からの要請により園児や児童と高齢者が世代間交流を図る」と地域ふれあい事業実施要綱に規定されているが、対象となる事業は、寿連合会女性部総会資料にある「地域ふれあい活動助成金（世代間交流） 5,352円」のみであった。当該助成金は、対象事業が定められているものであるため、再度、実績報告の精査を行い、対象事業以上に支払われた補助金については清算処理を行われるべきである。なお、平成27年度以降同様の確定処理が行われているとのことなので、地方自治法上の規定に基づき、対象年度については遡及して事業確定すべきである。
- ・ 地域ふれあい活動助成金は、地域ふれあい活動事業補助金交付要綱及び地域ふれあい活動事業実施要綱に基づき支給される補助金であるが、対象事業が減少した平成27年度以降、適切に事業内容を確認できておらず、担当課内の引継ぎにおいても誤った認識により支給しているものがある。補助金の確定においては、常に対象となる例規の確認を行い、適正に補助額を確定するとともに、時代に応じて例規の改正が必要となる場合は、必要な手続きが行われることを期待したい。

3 葛城市観光協会（担当：産業観光部商工観光プロモーション課）

(1) 葛城市観光協会に対する監査の結果

- ・ 協会内の意思決定は、下部に協会の名称を記した文書様式で行われているが、会長までの決裁の場合、すべての文書において副会長の押印がなかった。提出された会則、規程類には決裁にかかる規定はないが、内部統制の観点からも、市に準じた適切な回議順序で決裁を受けるべきである。
- ・ 他団体への補助金交付について、当該他団体の繰越金及び基金が当該年度の支出合計額を上回っているにもかかわらず交付されていることが確認された。特にかつらぎ花火大会実行委員会への補助金の交付に当たっては、繰越金と基金を合

わせると十分に支出するだけの資産があり、補助金交付にあたっては十分検討する必要があると考えられた。また、当該団体への補助金申請は、観光協会への補助金の大部分を占めており、観光協会から補助することが適切かどうか、市と協議して検討されるべきである。さらに、基金の運用目的、意思決定機関が不明瞭であるとみられ、基金の是非を含めて関係者で十分に議論されることを期待したい。

(2) 産業観光部商工観光プロモーション課に対する監査の結果

- ・ 令和5年度の観光協会への補助金は、当初、720万円の交付申請に対し、協会内の繰越金があったことを理由に6,259,000円で交付決定されていたが、令和5年度後半に観光協会から941,000円の追加交付申請をされた際には、申請書に添付資料がなく、追加交付の理由を確認せずに追加交付決定されていたことが確認された。担当課からの説明では、令和6年度の事業の準備が必要になったためとのことであったが、予算の変更もされておらず、適切な理由により交付決定されたとは考え難い。

4 葛城市体育協会（担当：教育部体育振興課）

(1) 葛城市体育協会に対する監査の結果

- ・ 各年度の補助金実績報告について、葛城市社会体育団体運営補助金交付要綱では、「年度が終了したときは、速やかに規則で定める事業実績報告書に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない」と規定されているが、事業実績報告書を提出されておらず、作成もされていないことが確認された。
- ・ 会計差引簿において、手元現金の金額が100万円を超える時期が一定期間あることが認められた。手元現金は、金庫に入れて管理しているとの説明があったが、内部統制上、多額の手元現金は持つべきではないと考えられる。

(2) 教育部体育振興課に対する監査の結果

- ・ 各年度の補助金確定が行われていないことが確認された。協会から事業実績報告書が出ていなかったためと考えられるが、その場合は速やかに事業実績報告書の提出を促すなど、補助金等交付規則の規定に従い事務を行うべきである。

第5 総括

今回確認した4つの団体においては、担当課が事務局を兼ねる団体が多く、職員がそれぞれの立場で仕事をしなければいけないため、より注意深く事務を進めることが求められることが確認できた。このため、補助金申請等の文書の作成や交付においては、資料の添付漏れや確認不足等の事務ミスが多く発生していることも見受けられた。また、慣例による事務を続けていたため、要綱等との整合性が保たれなくなった事例も見受けられ、担当課におかれては今一度、例規の点検と改正の必要

性の有無、管理職等によるチェック体制の再構築等、より適切な事務の執行が行われることを期待したい。なお、全体的に感じられた指摘事項については以下のものが上げられる。今回確認の対象とならなかった団体におかれても通じる内容であるため、十分留意して事務を進めていただきたい。

1 文書の整理について

今回確認した4つの団体に共通して、年度ごとのファイル（簿冊）の中に、担当課が保存すべき文書と団体が保存すべき文書を混合して保存されていることが認められた。このような保存方法は、補助金申請等の一連の文書の処理において、添付不足や確認不足などの事態を招く恐れがある。市と団体は別の組織との考え方を前提とするなら、ファイル（簿冊）は、別々に保管されるべきである。

2 文書決裁について

文書による意思決定は、押印等による決裁行為で行われるべきところであるが、決裁様式を整えているにもかかわらず、団体の特定の役職の押印がされていないなど、不十分な決裁が見受けられた。このような行為は、市の内部処理としての行為と混合される恐れがあるので、団体の決裁にかかる規定をあらかじめ協議され、団体としての意思決定が分かるようにされるべきである。

3 会計について

団体に会計の役職がない場合や、会計がいても実質的な会計は担当課が行っている事例が見受けられた。団体への補助金は、団体に対して交付されているものであり、担当課に設けられた別会計ではないことから、団体の会計担当職とは常に連携され、適切な会計処理を行われることを期待したい。